

平成23年5月30日

十勝管内各剣道連盟会長様

十勝管内剣道連盟連絡協議会  
会長 會田 登美雄

## 剣道段位規則の一部改正について

北海道剣道連盟発第20号文書で各剣道連盟に通知があったように、今年度から剣道、居合道・杖道・段位規則の一部改正がありました。

直接関係のある部分は、初段の受審資格です。会員の皆様に周知をお願いします。

○現行 初段 1級受有者で、中学2年生以上の者

○改正 初段 1級受有者で、満13歳以上の者

※年齢は、審査会前日の年齢です。

※今年度の審査会より適用されます。

以上



北剣連第 20 号  
平成23年5月18日

加盟剣道連盟会長 様

一般財団法人北海道剣道連盟  
会長 山下 廣 勝

剣道、居合道、杖道称号・段位審査規則の  
一部改正について (お知らせ)

標記、「剣道・居合道・杖道称号段位審査規則」について、下記の通り一部が改正されました。

全日本剣道連盟より委任を受けて実施する、平成23年度の一種審査より適用して開催します。

記

全剣連審査規則の改正点

(受審資格)

第16条 段位を受審しようとする者は、加盟団体の登録会員であって、次の各号の条件を満たさなければならない。

〈 現 行 〉

- 1 初段 一級受有者で、中学2年生以上の者
- 8 八段 七段受有後10年以上修行し、年齢46歳以上の者

〈 改 正 〉

- 1 初段 一級受有者で、満13歳以上の者
- 8 八段 七段受有後10年以上修行し、かつ、満46歳以上の者

追 記

「北海道剣道連盟称号・段位審査規程」の第12条に定める(段位の受審資格)に変更はありません。

以上

平成23年6月1日

全十勝剣道連盟  
各支部長・各分会長 様  
(中学・高校剣道部顧問)

全十勝剣道連盟  
会長 曾田 登美雄

平成23年度からの段位審査受審資格の一部改正と実施について

このことについて、全日本剣道連盟の審査規定の改正に伴い、北海道剣道連盟としても委任を受けて実施していますので、今年度の第一種審査より適用し開催するとなりましたのでお知らせいたします。

記

現行 1.初段 一級受有者で、中学2年生以上の者

改正 1.初段 一級受有者で、満13歳以上の者  
(ただし、受審日の前日までに満13歳の者に限る。)

その他、詳細は別紙による。

問い合わせは、全十勝剣道連盟事務局へ  
0155-21-2140

**審査担当常任理事 真砂 威**  
ました、初段の受審資格の年齢切  
り下げについては、このたび3月  
30日に開催された評議員会・理事  
会の承認を得て、称号・段位審査  
規則の一部が改定されました(平  
成23年4月1日施行)。

改定の内容は、初段の受審資格  
が「一級受有者で、中学校2年生  
以上の者」であったのを「一級受  
有者で、満13歳以上の者」に変更  
したものです。

この年齢切り下げによって、満  
13歳になれば中学1年生でも初段  
を受審することができるようにな  
りました。

もともと戦後復活時の段位審査  
規程には、年齢等の資格条件の定  
めはありませんでした。昭和40年  
代、少年剣道が台頭してきたのを  
受け、初段の受審資格を「小学校  
卒業後」と取り決め、その後「中  
学校2年生以上」に引き上げられ  
たものです。いずれにしても年頃  
の目安がそのまま規則の文言にな  
ってしまっただけであり、日本に居

審査規則上での外国人への対応は、  
「中学校2年生」を「14歳」に読  
み替えて運用していただという不都  
合がありました。

国際化の時代を迎えた今日、剣  
道の中味においては些かも外国に  
おもねることがあつてはならない  
わけですが、受審のための資格条  
件等については、諸外国それぞれ  
学校の制度等が違うこともあり、  
グローバルな観点に立つべきであ  
ると考えます。

修業年限については、各段位と  
も変更がありません。よって満13  
歳で初段を取得したならば、満14  
歳になれば二段の受審資格がで  
きます。この改定により、若年世代  
の活動の更なる活性化を期待する  
ものです。

**称号・段位審査規則**

(受審資格) 第16条 段位を受

審しようとする者は、加盟団体  
の登録会員であつて、次の各号の  
条件を満たさなければならない。

- 1 初段
- 一級受有者で、満13歳以上の者
- 2 二段
- 初段受有後1年以上修業した者
- 3 三段
- 二段受有後2年以上修業した者
- 4 四段
- 三段受有後3年以上修業した者
- 5 五段
- 四段受有後4年以上修業した者
- 6 六段
- 五段受有後5年以上修業した者
- 7 七段
- 六段受有後6年以上修業した者